

## 公 告

物品売払いの制限付一般競争入札を次のとおり行う。

平成 30 年 10 月 19 日

地方独立行政法人 静岡市立静岡病院

理事長 宮下



### 1 入札に付する事項

- (1) 入札番号 平成 30 年度 物売施物第 1 号
- (2) 件名 CT 装置等売払い業務
- (3) 数量 2 式
- (4) 撤去搬出予定日 第 1 回：平成 31 年 1 月 5 日（土）  
第 2 回：平成 31 年 1 月 26 日（土）
- (5) 撤去搬出場所 静岡市葵区追手町 10 番 93 号 静岡市立静岡病院東館 1 階
- (6) その他 入札は、撤去搬出費用を差し引いた 2 式分の総額で行うものとする。

### 2 入札の日時及び場所

- (1) 日時 平成 30 年 11 月 1 日（木）午後 1 時 30 分
- (2) 場所 静岡市葵区追手町 10 番 93 号 静岡市立静岡病院 東館 11 階 B 会議室

### 3 入札保証金

免除する。

### 4 契約保証金

免除する。

### 5 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 当該物品調達に係る営業に関し、必要とする許可、認可等を得ていること。
- (3) 静岡市入札参加停止等措置要綱（平成 28 年 4 月 1 日施行）に基づく入札参加資格停止の期間中でないこと。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (5) 静岡市において、第 3 号に規定する措置をとるために必要な調査の対象となっている者であって、理事長がそのものを指名しないこととする必要があると認める期間中である者でないこと。
- (6) 暴力団員等（暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員でなくなった日から 5 年を経過していない者をいう。以下同じ。）、暴力団員の配偶者（暴力団員と生計を一にする配偶者で、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）及び暴力団員と密接な関係を有するものでないこと。

## 6 入札説明書の交付等

- (1) 本件入札への参加を希望する者は、次に掲げるところにより入札説明書の交付を受けるものとする。なお、期限までに入札説明書の交付を受けない者又は入札参加資格がないと認められた者は、本件入札に参加することはできない。
- (2) 入札説明書の交付は、静岡病院事業管理部施設課において平成30年10月19(金)から平成30年10月31日(水)まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日を除く。)の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで行う。

## 7 入札心得書を示す場所

入札説明書において示す。

## 8 入札方法等

- (1) 入札に参加する際は、入札心得を遵守すること。
- (2) 入札書は、本人又はその代理人が直接提出すること。なお、代理人が入札する場合は、入札前に委任状を提出すること。
- (3) 入札書及び委任状はA4判とすること。
- (4) 入札書には、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額(課税事業者の場合は、消費税及び地方消費税抜きに相当する金額、免税事業者の場合は課税事業者と同一の間尺で比較できるようにするために用いる計算上算出された金額)を記入すること。なお、落札金額及び契約金額は、入札書に記載された金額に100分の8に相当する額を加算した額(1円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。ただし、単価契約の場合は端数処理を行わない。)とする。

## 9 入札の無効

この公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札心得に示した条件その他の入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

## 10 その他

- (1) 2の(1)の入札日時を延期する場合は、2の(1)の入札日時に参集した者を対象として延期後の入札を実施する。
- (2) 次のアからエまでに掲げるものは、それぞれその組合員又は構成員と同一の入札に参加することはできない。
  - ア 中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)に基づく事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会及び企業組合
  - イ 中小企業団体の組織に関する法律(昭和32年法律第185号)に基づく協業組合、商工組合及び商工組合連合会
  - ウ 商店街振興組合法(昭和37年法律第141号)に基づく商店街振興組合及び商店街振興組合連合会
  - エ 法人以外の共同受注を行う団体